

隣接中学校希望入学制度のよくある質問

Q1

隣接学校への通学には、電車・バスなどの交通手段を使うことはできますか。

通学は徒歩通学を原則としますが、事情により徒歩通学が困難な場合は、この限りではありません。ただし、自転車通学は安全性を考慮し認めておりません。

Q2

学校に入学後、再度学校選択は可能ですか。
また、選択した学校に入学後、住所地の指定校に転校することはできますか。

選択できるのは入学時の一度だけです。
このため、学校を選択する際には、ご家族で十分に検討して慎重に選んでください。
入学後は、住所地の指定校であっても、特別な事情がない限り転校はできません。

Q3

選択希望申請の後、希望校を変更することはできますか。

申請希望を出されたかたは、所定の期間内に一度だけ変更することができます。
希望申請後に変更希望を申請できる期間を設定しますので、変更を希望するかたはその期間に申請することができます。また、住所地の指定校へは教育委員会が定める日までは変更が可能です。

Q4

今、在学している兄や姉と同じ学校に通学したいのですが、どのように申請するのですか。

現在、入学している兄姉が、隣接校の選択範囲にある学校に翌年度も在学し、
弟妹が同じ学校を希望する場合は、この制度で申請してください。

Q5

転居(転入・区内転居)が決まっていますが、転居後の住所地からみた隣接校に
申請はできますか。

隣接希望受付期間中に、住宅の売買契約書や賃貸契約書などで転居予定であることが確認できる場合は、
転居後の住所を基準にした隣接校へ申請することができます。
なお、受付締切後に転居が決まった場合は、学校運営課学事係へご相談ください。
申込状況によっては、希望の隣接校を選択できる場合があります。

Q6

この制度で申込をして隣接中学校に入学可能になったあと、入学前に区内転居をした場合そのまま希望した隣接中学校に入学できますか。

転居後の住所の選択可能校に希望校が含まれている場合は、そのまま入学することができます。
転居後の住所の選択可能校に希望校が含まれていない場合は「転居先の指定校」もしくは「転居先の住所からみた隣接中学校」へのご入学となります。

Q7

国立・都立・私立中学校の受験を予定していますが、申請はできますか。

受験予定のかたでも申請できます。
国・都・私立中学校への入学が決まった場合は、就学先調査(12月中旬発送)にて就学先を報告してください。

Q8

現在「指定校変更制度」により、指定校以外の小学校に通学していますが、その場合の指定校はどうなりますか。

現在居住している学区域の中学校が指定校となるため、住所地の指定校と隣接する中学校のいずれかから選ぶことになります。
現在通学している小学校の通学区域の中学校が、この制度での申請ができない場合は対象外となります。

Q9

現在、目黒区外から目黒区立小学校に就学している6年生は、隣接中学校希望入学制度の対象になりますか。

この制度の対象者は目黒区在住者のみのため対象外です。